

經濟變動に對処する財政金融調整措置について）を考慮すべきである。

2 租税について

租税はもちろんそれ自体の秩序と方式をもつものであるが、同時にそれは經濟誘導の用具でもある。しかるに現行税制は企業の自己資本の蓄積、經濟調整等に対し十分な役割を果し得ない状態にある。よつてこの際政府は税制について根本的に再検討を加えるべきである。

3 金融政策について

金融政策については、自動調節作用を活用することが必要である。

(ロ) 政府の企業に對する介入の仕方

政府は經濟誘導の必要上設けた外的条件を個々の企業に適用するに當つては、その役割と限界を明確に規定し、それ以外の行為は行わぬようにしなければならぬ。このため各種法的規制を再検討、再整理するとともに法的根拠のない行政指導は嚴にこれを排除すべきと考える。

(ハ) 政府の行うべき事業

第一に政府の行う事業といつても長期的にみて國民經濟の採算にのることが必要である。もちろん採算にのらぬことで大切な仕事もある。しかしそれは經濟以外の目的を持つてゐるのでなければならぬ。第二にこれ等の仕事は、そのままでは企業の採算にのらぬが少し補助をするか、あるいは部分的にかは、企業ベースに乗るものも少くない。これに乗るものがあれば（もしくは低金利その他の補助を加味することも考える）、なるべくそれに行わせることが必要である。第三に一部の人のために國民の税金を使うことは妥当ではないから、政府の仕事は可能な限り、受益者負担の思想を貫くべきである。

(ニ) 社会政策費の調達

今日社会政策は、國家のなすべき重要な任務の一つである。しかしそれは經濟を無視して無制限に行うことは許されない。このため、たとえば社会政策の財源捻出に當つて經濟發展の基本になる蓄積を害さないように、累進的奢侈税を筆頭とする間接税を考慮すべきと考える。

日本經濟の矛盾の解明とその対策

(三三・六・七)

第16回関西經濟同友会大会決議 於徳島

(一) 問題の提起

われわれは日本經濟の正常な發展を達成することを目標とし、そのために本年度は「日本經濟の矛盾の解明とその対策」を問題としてとりあげ、従来の經濟政策の総合的な批判、検討を行い、真に日本經濟の現実に即した政策はいかなるものであるかを明らかにしたい。

日本經濟には戦後において特に著しい矛盾が見られるが、これは景氣變動の波によるもの、人口と資源のアンバランスによるものなどの一般的要因からくる面も大きいだろうが、しかし、その困難を克服し、改善し、制御する面において戦後の經濟政策に欠けるところも多く、また經濟道徳の衰退、國家、企業、個人の經濟活動における非合理性、非公共性に基くものも否定しえない。その意味で日本經濟の安定的發展を阻害するものとして、(1)政治と經濟の乖離、(2)經濟の実態と理論の乖離、(3)諸政策の不調和ないし歪みなどの諸点を指摘したい。

(二) 政治と経済の乖離

わが国は政治原理として、民主主義、自由主義を標榜しているが、これに対応する経済基盤は必らずしも十分ではない。そこに経済的民主主義の行過ぎ、政策意志と客観条件との乖離が生じている。その反面、一部の経済分野には依然として非能率的な官僚統制、官業優先的な考え方がはびこっており、創造的な企業意欲、企業者職能の発動をチェックしている。かような観点から特に問題となるのは、

(1) 行政関係 独占禁止法等

現行独占禁止法は理想に走りすぎ、結果的に日本の経済力の細分化、分散をもたらし、国際競争力を低下せしめていることは否定し難い。独占法の改正については、すでに審議会の答申が出ているが、現行のモグリ・カルテルを公認するだけ位の改正で満足すべきか、認可権限の所在、長期構造カルテル、需給安定カルテル、さらには金利協定の問題などを再検討すべきではないか。

また外国為替、貿易管理、重要産業における価格、料金の公定などにおける非能率的、非合理的な官僚統制、ビュロークラシーが創造的な企業家精神を抑圧してはいないか。

(2) 企業責任の問題

勿論、われわれとしても無制限、無秩序な自由主義を謳歌するものではない。私企業の自由を主張することは、同時にそれだけ企業の社会的責任、自主規制についても責任を負うことを意味する。この点、従来の企業の行き方に官僚統制の介入を誘う隙はなかったか。

(3) 労働関係 労働運動の尖鋭化

わが国は西欧におけるような近代的な自我の確立—市民社会革命の洗礼をうけていない。その未成熟な社会的基盤に理想的な民主化政策をとり入れたことが労働運動の尖鋭化を招いている。

経済闘争の枠の逸脱と階級闘争、政治闘争への猪突。生産性向上運動の真向からの否定。ストの乱用、部分ストの強行など、歪んだ労

働運動、労使関係をいかにして正常化し、健全化していくか。労働政策のあり方にも再考を要する問題はないか。

(三) 経済の実態と理論の乖離

日本経済は非近代的な中小企業と農業とが近代的産業と併存するという二重性を持ち、中進国的段階にある。このような構造的不均衡をもつ経済に対しては、独自の政策理論が用意されねばならない。従来の政策はこの点について慢然と先進諸国の政策理論に追隨することはなかったか。

例えば

(1) 雇用問題

わが国の雇用問題は単に完全失業者の数で計れない特殊事情がある。農村、中小企業に潜在している不完全就業の問題がより重要である。ケインズ的な完全雇用政策はわが国の現実に応じない。また単なるスペンディング政策でも問題は解決しない。

(2) 中小企業問題

日本の中小企業は輸出面での重要な役割、雇用の吸収力、大企業との補完関係において大きなウエイトをもっている。中小企業は経済発展の脇役だという考え方を捨て、今後は大企業と同様に、それと並んで経済発展の推進力になるべきだという認識のもとに、その育成強化をはかるべきであろう。このためには、政府はどのような役割を果すべきか、大企業との関係はいかにあるべきか。中小企業間の過当競争をどう処理すべきか。

(四) 諸政策の不調和と歪み

二重経済の構造的矛盾を解決してゆくためには、結局長期的な産業政策を基礎とし、そこから出発すべきであるが、その場合も諸政策のあり

方の昏迷が大きな障害となろう。例えば、根本的には政策目標の不安定性、個別的には産業政策、金融政策などの非関連性、硬直性などが景気の波を大きくする。

(1) 政策目標の不安定性

戦後の経済政策のあり方を顧みると、その時々々の経済バランスの破綻に対応して、或る時は国際均衡の偏重に走り、また或る時は国内均衡の重視に偏って、その振幅がまことに大きい。現実の問題としてはそうした政策をとるより他に仕方がなかったとしても、こうした不安定な施策が景気変動の波をことさらに大きくしたことは否めなれないと思われる。調和ある経済発展を目指すためには、このような政策のあり方に何等かの調整を必要としよう。

(2) 産業政策と金融政策との乖離

産業構造の高度化は日本経済の必然的要請であり、それにとまなつて投資の重要なことは論をまたないが、その長期目標をややもすれば短期的に性急に実現せんとしていることが、投資の量質両面の行過ぎをもたらず、昨年の事例がその典型。金融面を顧慮しない外貨割当、設備投資の盛行、金融窮迫時における重要産業設備資金確保問題などがこれである。

この点から産業政策と金融政策の調整が問題となるが、投資の量と方向を規制する有効適切な計画の主体をどこにおくか、またその方法をどうするかが問題となろう。

またそれらと並行して、産業の近代合理化を不徹底ならしめている旧設備の併存稼動にも再検討の要あり。その処理促進について現行償却制度を根本的に改める必要があるう。

(3) 金融政策の硬直性

経済政策推進の舵となる金融政策が施策のタイミングにおいても、また手段においても弾力性を欠く。これは今回の引締め政策において歴然としている。金融操作は先進各国とも公定歩合政策、預金準備制度、公開市場操作の三位一体的運用によっているが、わが国で

は殆ど公定歩合政策のみである。しかもこれも不満足な状態で、引締めは専ら窓口指導という変則的な方法によってきた点に反省の要がある。

先ずタイミングの点については、過去においてとかく財政政策、産業政策のシワが金融政策に寄せられ、金融政策に過重の負担が課せられた結果ではなかったか。この点に関連して、産業政策と金融政策、財政政策と金融政策のあり方が問題となろう。

金融調整手段の変則性は金融メカニズムの歪みを反映するもので具体的にオーバー・ローンと金利体系の歪みの必然的な帰結である。この歪みをどのように改善するか、貯蓄の増強、資本蓄積の促進、財政と金融との調整、国債の低金利政策と市中金利との関連などについてどう考えるか。

二大政党に望む

(三四・六・五)

第17回関西経済同友会大会決議 於京都

わが国においては議会政治の根本が確立しないままに二大政党が成立したため、多数党は権力と数の力とをたのんで強引に一方的意思を押し通さんとし、少数党は審議のボイコットと実力行使とをもって阻止をはかり、国会審議は停滞と混乱に終始する傾向を強めつつある。

われわれが成立を期待した二大政党は、その間にどのような対立があつても、国家国民の最高利益についてははば共通の観念を持ち、国内政策は勿論、外交政策においては特に国家国民の最高利益のためには党利党略を自制して協力する共通の土台をもつものなのである。